

提案理由の説明に先立ち、県民税徴収取扱費の誤りについて、市民並びに議会に対し、深くお詫び申し上げます。

この度の個人県民税委託手数料「徴収取扱費」の過大受領は、基礎数値となる納税義務者数の重複積算によるもので、大分県へ過去5年間の過大請求分を返還することになり、本市議会定例会に補正予算として提出させていただきました。

このような事態が発生したことを厳粛に受け止め、組織的なチェック体制の見直しと再発防止に向けた対策を強化してまいります。

それでは、市政諸般の御報告と今議会に提出した諸議案の概要等について御説明いたします。

まず、防災、災害対策についてです。

熊本地震から2年が経過することに伴い、亀川地区総合防災訓練及び市内全域による安全確保行動訓練を実施しました。

4月15日に実施した亀川地区総合防災訓練では、地域住民や民間事業者など約800人の参加のもと、震度7を観測し、大津波警報が発表されたとの想定で、亀川地区住民を対象にしたバスによる避難者移送を含む避難訓練や地震により緊急停止した鉄道車両から高台への避難訓練等を行いました。

翌16日に実施した市内一斉安全確保行動訓練では、震度6強の揺れを観測したとの想定で、市内に設置したサイレン・スピーカーや消防車のサイレンの吹鳴、緊急速報メールの配信を実施し、各家庭や職場、学校などで安全確保行動訓練を行い、約17,000人が参加しました。

さらに、25日早朝には職員非常招集訓練により、大規模災害が発生した場合の対応業務の確認と危機管理意識の向上を図りました。

そのほか、災害対策の取組として、災害時の下水道管路施設機能の早期復旧を目的に、公益社団法人日本下水道管路管理業協会と協定を締結しました。また、中津市の斜面崩壊を受けて、県土木事務所と合同で急傾斜地危険箇所、94箇所の点検を実施しています。

今後とも、熊本地震の被災経験を風化させないよう、防災訓練を通じて、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、地域住民や事業者、関係団体

等と連携し、一体となって防災・減災体制を構築することにより、災害対応能力の向上に努めてまいります。

次に、ひとまもり・まちまもり自治区形成事業についてです。

人口減少・少子高齢化の進展を見据え、昨年度からひとまもり・まちまもり自治区形成事業を推進してきましたが、その一環として住民と行政との協働を推進するため、自主的に登録した職員166人によるボランティア組織「地域応援隊」を発足しました。

将来に向けて、自治会をはじめとする地域コミュニティ機能を存続するためには、地域との繋がりはますます重要なものとなります。

職員が地域の一員であるという意識を持って、住民と交流の機会を増やすことにより、地域の活性化を図るとともに、更なる協働のまちづくりを推進します。また、地域活動への参加を契機に、公務に対する視点の変化や新たな発見などを活かした行政運営など、協働の推進と職員の意識向上の好循環に繋がっていくことが期待されます。

次に、別府のみらい検討会議についてです。

本年度に入り3回開催された「別府のみらい検討会議」では、「入湯税の超過課税部分の使途」及び「使途を協議する公民一体の新しい組織のあり方」について協議され、5月24日に提言をいただきました。

今年度は、入湯税の納税義務者である宿泊者や旅館ホテル等の特別徴収義務者に対する周知活動や使途を協議する審議会の設置、基金条例の制定などを予定しています。

また、入湯税の超過課税の実施については、旅行会社や旅館ホテル事業者の営業行為における支障や負担、また、準備期間と周知期間の確保を最大限に考慮して再度検討した結果、平成31年4月1日から施行する方針となりましたので、本市議会定例会で施行日に係る一部条例改正案を提出しています。

超過課税部分につきましては、新たに設置する組織において議論を尽くし、納税者である宿泊客等から理解の得られる事業等の実施により、基幹産業である観光が推進され、経済全体が高揚することにより、市民生活の安定が図られるよう努めてまいります。

次に、ラグビーワールドカップ2019についてです。

4月20日、ラグビーワールドカップ2019組織委員会は、出場するチームが1次リーグで使用する公認チームキャンプ地について、59自治体、52件が内定したと発表しました。

本市は、三連覇を目指すニュージーランド代表の「オールブラックス」及びオーストラリア代表の「ワラビーズ」並びにウェールズ代表の「レッドドラゴン」のキャンプ地として内定しました。このほか、「敗者復活予選優勝チーム」のキャンプも行われる予定です。

これまでのキャンプ誘致に関する様々な活動や関係者の皆様の御尽力が実を結び、大変大きな成果をあげることができました。

各チームが大会で最高のパフォーマンスを発揮できるよう全力でバックアップし、キャンプの成功が将来に向けて、本市の遺産となるよう、市民や関係機関等と連携・協働して、取り組んでまいります。

次に、おんせん県おおいた世界温泉地サミットについてです。

5月25日から27日までの3日間、別府ビーコンプラザを主会場に、大分県主催の温泉をテーマにした世界初の国際会議である「世界温泉地サミット」が開催されました。

国内温泉地及び世界16カ国17地域の温泉地のリーダーや研究者等が集まり、交流を深めるとともに、それぞれの地域で育んできた温泉文化や「観光」、「医療・健康・美容」、「エネルギー」の各分野における温泉資源の活用事例の発表や温泉の新たな可能性について活発な議論が展開されました。

世界温泉地サミットを通じて、世界の様々な温泉地の実情に直接触れることにより、たくさんの収穫を得ることができました。

次に『湯～園地』計画の日本マーケティング大賞地域賞受賞についての報告です。

「日本マーケティング大賞」は、社会に新しく需要を喚起し、市場を再活性化した優れたマーケティング活動を表彰するもので、『湯～園地』計画は、動画により話題性と幅広い認知を獲得し、クラウドファンディング等による資金調達手段や「湯～園地」開催による集客力と経済波及効果、さらに斬新なPR手法が、高く評価されました。

『湯～園地』計画で得た知見や、『湯～園地』開催で生まれた市民との一体感を、今後予定されている「学生大同窓会」や「国民文化祭」、「ラグビーワールドカップキャンプ受入れ」等に活用してまいります。

続きまして、上程されました各議案の主なものについて、その概要を御説明いたします。

はじめに、一般会計補正予算ですが、今回の補正額は、9,920万円の増額で、補正後の予算額は499億920万円となります。

その主なものとして、総務費では、県民税徴収事務費委託金の過大受領に対する県返納金を計上しています。

民生費では、認定子ども園の入所定員の増を伴う増築工事に対する施設整備費補助金の追加並びに国庫補助率の改定に伴う財源補正を計上しています。また、放課後児童クラブ室を整備するための施設整備工事費を計上しています。今後も子育て世帯の育児と仕事の両立について、力強く支援してまいります。

観光費では、熊本地震により取り壊された梅園温泉の再建に目途が立ったことに伴い、温泉建設等補助金及び貸付金を計上しています。

土木費では、建設中の別府湾スマートインターチェンジ上り線に接続する市道の整備工事費を計上しています。マイカー利用での別府観光に多大な利便性をもたらすとともに、観光シーズンの別府インターチェンジ付近の渋滞緩和が期待できます。

このほか、コミュニティ助成金の決定を受けましたので、自治会のコミュニティ活動備品の購入に対する補助金、訓練・研修用資機材の購入に対する補助金、火災予防用備品の購入費、そして消防団員に配備するトランシーバーの購入費を計上しています。

次に特別会計ですが、今回の補正額は、880万円の増額で、補正後の特別会計予算の総額は532億2,280万円となります。

介護保険事業では、地域包括支援センターにつなぐ総合相談受付窓口を青山・東山圏域に設置・運営するための委託料を計上しています。

以上が、今議会における予算関係議案の概要であります。

次に予算外の議案につきまして、御説明申し上げます。

予算外の議案につきましては、「条例関係10件」、「その他8件」の計18件を提出しています。

議第43号「別府市出張所設置条例の一部改正について」は、亀川出張所を移転することに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第44号「別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について」は、公職選挙法の一部が改正され、市議会議員の選挙において、候補者が選挙運動用ビラを頒布すること及びその作成費用を公費で負担することができることとされたことに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第45号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、法務支援員（弁護士）を非常勤特別職として置くことに伴い、その報酬及び費用弁償の額を定めるため、条例を改正しようとするものです。

議第46号「別府市税条例等の一部改正について」及び議第48号「別府市都市計画税条例の一部改正について」は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第47号「別府市税条例の一部を改正する条例の一部改正について」は、入湯税の超過課税を導入することを定めた条例の施行日を平成31年4月1日に改めることに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第49号「別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」及び議第50号「別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び別府市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について」は、児童福祉法及び介護保険法の規定に基づき条例を定めるに当たって従うべき基準等を定める省令が改正されたことに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第51号「別府市犯罪被害者等支援条例の制定について」は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、犯罪被害者等の支援を総合的に推進するため、条例を制定しようとするものです。

議第 5 2 号「別府市温泉発電等の地域共生を図る条例の一部改正について」は、温泉資源の保護を図るため、温泉発電等を目的とする源泉の掘削を回避すべき地域の指定、当該地域における掘削の手續等を定めることに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第 5 3 号「工事請負契約の締結について」は、旧西小学校管理教室棟外解体工事の請負契約の締結について、議第 5 4 号「動産の取得について」は、高規格救急自動車の買い入れについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。

議第 5 5 号「和解及び損害賠償の額の決定について」は、下水道取付管の閉塞により汚水が逆流した事故の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議第 5 6 号「市道路線の認定及び廃止について」は、道路法の規定に基づき、市道の認定及び廃止をすることについて、議会の議決を求めるものです。

議第 5 7 号から議第 6 0 号までの「市長専決処分について」は、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき市長において専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものです。

議第 5 7 号、議第 5 8 号及び議第 5 9 号は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成 3 0 年 3 月 3 1 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、別府市税条例、別府市都市計画税条例及び別府市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したものです。

議第 6 0 号は、平成 3 0 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴い、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定に基づく固定資産評価員の選任を専決処分したものです。

以上で各議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、よろしくお願い申し上げます。